

## 藤沢市地域密着型サービスの利用に関する要綱

制 定 令和 2 年 10 月 30 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）の利用に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的とする。

### (利用の要件)

第 2 条 認知症対応型共同生活介護等を利用することができる者は、藤沢市に転入した日から 3 か月を経過した者とする。

### (例外措置)

第 3 条 藤沢市に転入した日から 3 か月を経過していない者が、認知症対応型共同生活介護等の利用を希望する場合、その者が利用を希望する認知症対応型共同生活介護等が、次の各号のいずれにも該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該認知症対応型共同生活介護等を利用できるものとする。

- (1) 施設の開設から 1 年を経過していること。
- (2) 早急に利用が必要な特別の事情があると、当該認知症対応型共同生活介護等を運営する事業者が認め、既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも利用の必要性が高い旨の申立書を市長に提出していること。

### (その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか藤沢市地域密着型サービスの利用について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。